

平成31年度事業計画

細島水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことであり、これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

平成31年度は、昨年度に引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため多様な通信手段の効率的な運用を行ない、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。本年度も専属水先人は1名であるが派遣水先人の適切な支援を得ながら、ユーザーに理解を求めるとともに意思疎通を図る。

2. 各事業

平成31年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ・ 会員による水先業務の適正な遂行及び関係法令・規則の遵守
- ・ 会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・ 2020年1月からの会長交代に備え各種資料整理及び業務の引継ぎ
- ・ ユーザーおよび地元港湾関係者との意見交換会の実施

(2) 水先人の養成関連事業

- ・ 水先修業生に対する研修、訓練を規定に沿って確実に実施する。
- ・ 安全運航の参考指針となる各水先人の貴重な経験や自然環境、インシデントなどの実態について必要な情報交換を行なう。また技術向上に資するための専門書やDVDなど教育用資料の収集等を行う。
- ・ 他の水先区および水先教育センターと意思疎通を欠かさず、新しい情報の入手に努め、必要な安全研修を受講する。
- ・ 養成教育関連資料の最新版への差し替え、整備の確認。

(3) 業務取次窓口事業

- ・ 会員の「水先業務の引受」に関する一連の事務の的確な実施
- ・ 上記事務を行うための「引受事務要領」の一部変更、整備を行う。
- ・ 会員のための料金收受および支払事務の的確な実施

(4) その他の事業

- ・ タグボートによる乗下船の安全再確認および徹底（特に荒天時の対応）
- ・ 港湾計画の変更に係る各種事業の適正評価、安全性の検討を行う。
- ・ 夜間における入出港に際し港内の安全性は充分か、関係者立会の上巡視を行う。
- ・ 標準会則およびこれに関連する施行規則、細則などの見直し、整備。

以上

報告事項

平成31年3月16日

「会長交代時期および水先修業生の受入れ」について

内海水先人会からの派遣支援は、竹内水先人が3月の業務を終えた時点で博多水先人会の藤瀬水先人にバトンタッチされることになる。藤瀬水先人は2020年1月1日から細島水先区に移籍し、会長職を引き継ぐ。この時点で派遣支援はなくなり、専従水先人2名体制となる。また本年4月から水先修業生として養成施設に入学する奥船長は、順調に行けば2020年4月1日から細島水先人会に入会。厚東水先人は3月31日廃業予定。

今後の細島業務体制 2019年4月～2020年4月

	2019年4月1日	2020年1月1日	2020年3月31日	2020年4月1日
厚東水先人	会長	副会長	廃業(73歳)	
藤瀬水先人	副会長	転籍(会長)	会長	
奥船長	養成開始	水先修業生→	免許取得	入会

藤瀬水先人の派遣支援期間：2019年3月21日～2019年12月31日

支援期間中は「油津港、宮崎港における類似行為は行わない」

奥船長が国家試験（一次）に合格すれば、8月頃から現地乗船研修開始。（約3か月）

12月中に行われる二次試験に合格すれば3月までに免許取得、就業開始の準備。